

日米貿易協定（日米F T A）に批准しないよう求める意見書

国会では、12月4日、参議院本会議で日米F T Aを可決し承認した。しかし日米F T AはT P P（環太平洋パートナーシップ協定）同様、法律や規制をグローバル企業に都合がいいように変えていくための中身である。

11月28日の参議院外交防衛委員会において、参考人の鈴木宣弘教授は、「今回の日米貿易協定では、自動車と部品の関税撤廃が実現されなければ800億円程度の生産減少に陥る可能性が示唆され、農産物（乳製品・食肉生産額を含む）は9,500億円程度の生産減少が生じる可能性も示唆されている。国内農業生産への複合的影響は深刻で、国内政策や過去の貿易自由化の影響で既に農業生産構造の脆弱化が進んでおり、そこに一層の自由化が上乘せされることの全体の影響の大きさを見なければならぬ。2035年には、牛肉、豚肉の自給率は10%台に突入する危険性がある。また、消費者にとっては、輸入農水産品が安いと言っているうちに成長ホルモン、成長促進剤、B S E（狂牛病）、遺伝子組み換え、ゲノム編集、除草剤の残留、防カビ剤などを含む食物を食べ続けると病気になる確率が上昇するリスクがある」と発言している。

このように、日米F T Aに批准してしまうと、食物の自給率や食物の安全が著しく失われてしまう。また、本市も生産緑地を維持し、農業を守っているが、輸入食物に取ってかわられてしまうおそれがある。

政府や国会が行なうべきは、市民の生命や財産を守ることであって、グローバル企業に利益を差し出すことではない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日米貿易協定（日米F T A）に批准しないよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司